

2005年6月27日

文部科学大臣
中山 成彬 殿

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 関本 英太郎

地域給の導入など「給与構造の見直し」に反対し、
運営費交付金の算定に関する要求書

貴職の大学・高等教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、人事院は今年の勧告において地域給導入等の「公務員の給与構造の基本的見直し」を行うため作業を進めています。

今回の地域給導入の問題は、第1に、国家公務員の俸給表は、官民比較による全国平均ではなく、基本的に全国のなかでもっとも賃金の低い地域の賃金水準にあわせて5%程削減した俸給表を新たに作るという考え方です。これは、国家公務員の賃金制度の大きな変更であり、労働条件の重大な改悪です。

第2に、国家公務員は全国に配置され、同様の公務を担っており、本来、基本的給与は、同一水準とすべきです。その基本的給与について、俸給をもっとも低い地域の水準にあわせて、地域間の官民給与の較差は、新たに新設する地域手当で調整し、地域間の格差を拡大する方式は公務の特性に照らして合理的な理由がありません。また、地域給の導入は、全国的にバランスのとれた人材確保・配置、人事交流にも困難をもたらすものです。

第3に、「給与構造の見直し」等が行われれば、地方公務員をはじめとした多大な勤労者の労働条件の低下を招き、地域経済等にも重大な悪影響を与えることは必至です。

しかも、重要なことは、国立大学、大学共同利用機構、高専の教職員は非公務員であり、人事院勧告・国家公務員法体系の適用対象外であり、大学等に適用する合理的根拠は存在しません。各法人の給与等の労働条件は、労使交渉により決定されるものです。

こうした点をふまえ、貴職に対して下記事項について要求するものです。

記

- 1．地域給の導入など「給与構造の見直し」について、反対の立場を表明すること。
- 2．仮に、「給与構造の見直し」が人事院勧告でなされ給与法等の法律「改正」が行われたとしても、国立大学・大学共同利用機構・国立高専教職員は適用対象外であることから、運営費交付金の減額を行わないこと。